

2月22日 申58号

「平成31年3月ダイヤ改正等について」【基本】 団体交渉を行う！～その1～

交渉の前段に地本からダイヤ改正の締結条件や

この間の進め方について認識を述べる！

- ・ダイヤ改正の締結条件は、「例年の慣行に基づき」議事録確認の締結を経て整理交渉を行うこと。その時期については、「例年通り」現場に迷惑・負担がかからないように勤務発表の25日までとすること。
- ・この間、労使の議論経過によって行われていた「現場との意見交換」について、東京支社から一方的に「行わない」と労使慣行を否定したことは認められない。今後「現場との意見交換」を行うこと。
- ・これまで慣行として行われていたクロス提示について4か月前に地本へ提示する努力を怠ったことは、議事録での確認事項を不履行にした行為であると認識している。4か月前のクロス提示を求める。
- ・ダイヤ改正の提案が1月16日であった。これまでの経緯からすると、区所別交渉は、17本程度あると想定されていた中で、あまりにも遅すぎて現場での議論する時間が不十分であると同時に、労使の議論時間の保障からすると不誠実である。
- ・これらすべては会社により慣行を合意無く一方的に変更したことであり、認められない。一方的に変えて進めてきたことに抗議する。会社の見解を明らかにし、このやり取りを議事録に残すこと。

東京支社の見解

- ・議事録を締結することは否定しないが、整理交渉は行わない。議事録を締結しなくても勤務発表は可能である。25日まで労使で努力していくことは受け止める。
- ・クロス提示について、職場への4ヶ月前提示に変わりはない。なるべく早く提示する努力をしていく。地本へは、成案となった時点で提案として出すことにする。
- ・クロス提示が遅いという主張は承る。期日の無い中、議論の時間はあったという認識であり、不十分とは考えていない。
- ・議事録に対立した内容を残す必要性が無い。

あまりにも不誠実な支社の対応に、交渉が一時中断！
その後、組合の主張を議事録に入れ、進め方については前例としないこと、
労使で継続議論をしていくことを確認して交渉再開しました！